



福岡医発第 1004 号 (地)
平成 27 年 7 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

連月に係る初診料の算定に関する留意事項について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「初診料」の算定につきまして、平成 26 年 4 月版の医科点数表の解釈では、「患者が任意に診療を中止し、1 月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。」、また、「慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。」と記載されております。

しかしながら、継続性のある疾患で初診を算定しているケースや、前月初診日から 1 ヶ月経過していない、また、転記欄に「治癒・中止」等の記載がない請求書が散見されることから、今般、社会保険診療報酬支払基金福岡支部において、連月に初診料を算定する場合の、傷病名の確認、転記欄への「治癒・中止」等の記載についての依頼文書を別添のとおり作成し、全保険医療機関（医科）宛に発出する旨、本会に対して連絡がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員に対して周知徹底いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、医療機関宛には 7 月 6 日発出予定とされております。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

保険医療機関の皆様へ

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

連月に係る初診料の算定について(お願い)

このことにつきましては、保険者から多くの再審査請求が行われております。

その再審査請求の内容は、「継続性のある疾患です。当月の初診の算定はいかがでしょうか。」「前月初診日から1ヶ月経過していません。転帰欄に記載がありません。」など、結果として毎月数百件が査定(減額)の対象となっております。

つきましては、連月に初診料を算定される場合は、傷病名の確認、転帰欄の治癒・中止などの記載についてご確認のうえ、請求いただきますようお願い申し上げます。

〈参考〉

「平成 26 年 4 月版医科点数表の解釈より抜粋」

- (14) 患者が任意に診療を中止し、1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。なお、この場合において、1月の期間の計算は、暦月によるものであり、例えば、2月 10 日～3月9日、9月 15 日～10 月 14 日等と計算する。
- (15) (14)にかかわらず、慢性疾患等明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合の診療は、初診として取り扱わない。

「診療報酬請求書等の記載要領等について」より抜粋

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(17) 「転帰」欄について

治癒した場合には「治癒」の字句を、死亡した場合には「死亡」の字句を、中止又は転医の場合には「中止」の字句をそれぞれ○で囲むこと。

なお、2以上の傷病にわたる場合は「傷病名」欄の番号を付して「転帰」欄に区分して記載すること。

電子計算機の場合は、それぞれの傷病名と同じ行に「治癒」、「死亡」又は「中止」の字句を記載することとしても差し支えないこと。

本件に関する問合せ先
支払基金福岡支部審査企画課
Tel 092-473-6611 内線 602・605